

印旛郡市広域市町村圏事務組合水道用水供給事業入札参加資格審査委員会規程

平成 23 年 1 月 28 日訓令第 1 号

平成 28 年 3 月 31 日訓令第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、印旛郡市広域市町村圏事務組合が発注する建設工事、建設工事等に係る製造の請負い、測量、調査、設計等の委託業務（以下「請負契約等」という。）に関する入札参加資格等の審査のため設置する印旛郡市広域市町村圏事務組合水道用水供給事業入札参加資格審査委員会（以下「審査委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 審査委員会は、管理者の諮問に応じ、入札における次の各号に掲げる事項について審議し、意見を述べるものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号、以下「自治令」という。）第 167 条の 5 及び第 167 条の 5 の 2 に規定する資格要件の設定に関すること。
- (2) 前号のほか、請負契約等において、特定共同事業体に発注しようとするときは、その適否及び構成員数並びに代表者及び構成員の技術的要件に関する資格要件に関すること。
- (3) 請負契約等に係る入札参加資格要件に関すること。
- (4) 請負契約等に係る指名業者の選定に関すること。
- (5) 入札参加資格者の資格の抹消及び一時停止、指名停止等に関すること。
- (6) その他請負契約等の入札に関し必要と認められる事項に関すること。

(組織)

第 3 条 審査委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

(委員長)

第 4 条 委員長は水道企業部長とする。

2 委員長は、審査委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員が、その職務を代理する。

(委員)

第 5 条 委員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

- (1) 部長、次長、技監、課長、主幹、課長補佐
- (2) 印旛郡市広域市町村圏事務組合組織条例（昭和 47 年印旛郡市広域市町村圏事務組合第 3 号）第 1 条に規定する事務局の局長、課長

- 2 前項の委員に事故があるときは、当該委員があらかじめ指定した者がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審査委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

- 2 会議は、委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議長は、委員長をもって充てる。
- 4 審査委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(報告)

第7条 委員長は、会議の結果を速やかに管理者に報告しなければならない。

(庶務)

第8条 審査委員会の庶務は、業務課において処理するものとする。

(秘密の保持)

第9条 審査委員会の内容については、部外者に漏れないように秘密を保持するとともに、その取り扱いには十分に注意しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成23年2月1日から施行する。
(印旛郡市広域市町村圏事務組合水道用水供給事業建設工事等指名業者選定審査会規程の廃止)
- 2 印旛郡市広域市町村圏事務組合水道用水供給事業建設工事等指名業者選定審査会規程(昭和56年印旛郡市広域市町村圏事務組合訓令第1号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

入札参加資格審査委員会会議結果

(平成 年 月 日開催)

委員長	委員				
水道企業部長					

下記の議案については、原案のとおり（一部修正の上）承認します。

議案一覧

議案番号	番号	件名
第 号議案		
第 号議案		
第 号議案		

入札参加資格審査委員会意見書

平成 年 月 日

印旛郡市広域市町村圏事務組合
管理者 様

印旛郡市広域市町村圏事務組合
水道用水供給事業入札参加資格審査委員会
委員長

入札参加資格審査委員会を平成 年 月 日に開催したところ、その結果は別紙
のとおりでしたので報告します。

議案一覧

議案番号	番号	件名
第 号議案		
第 号議案		
第 号議案		